

- 「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」（平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。以下「健康増進事業実施要領」という。）

規制改革の内容

措置前

市区町村が配布する健康手帳は健康増進事業実施要領において、

- ・原則として対象者が厚労省HPからのダウンロードを行うこと
- ・40歳以上の者が交付の対象であることとされている。

措置内容

市区町村の判断により、

- ・デジタル版の健康手帳の交付が可能であること
 - ・40歳未満の者に対しても健康手帳の交付が可能であること
- について明確化。

効果

健康手帳交付の取扱いの明確化により、地域の実情に応じた健康増進の取組を促進。

規制改革の概要

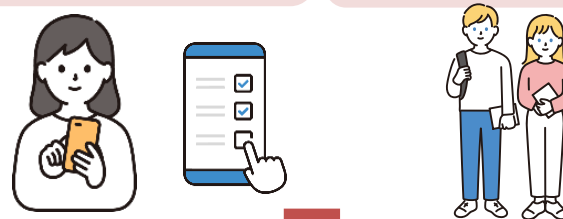
市区町村独自事業として若い世代にも交付可能なデジタル版の健康手帳を実装し、生涯にわたった健康増進を実現したい。

デジタル健康手帳の活用例



市区町村の判断により
デジタル版の健康手帳の
交付が可能

市区町村の判断により
40歳未満の者に対しても
健康手帳の交付が可能



健康手帳交付の取扱いの明確化により、
地域の実情に応じた健康増進の取組を促進